

# 平成22年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成22年2月5日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第4 議案第2号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第8 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙
- 第9 大滝山林組合議会議員の選挙
- 第10 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙
- 第11 彦根犬上広域行政組合議会議員の選挙
- 追加1 副議長の辞職許可について
- 追加2 副議長の選挙について

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	山田壽一		

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進

人権主監 米田義正  
学校教育課長 奥川喜四郎

総務課長 山本貢造

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 村田和久廣

書記 宝来正恵

(午後 4時13分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達しておりますので、平成22年第1回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成22年第1回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

まず、1点目は、本年度策定作業を進めています甲良町新総合計画についてであります。去る1月20日の議会全員協議会で策定経過ならびにその内容を説明させていただきました。これまで3回の総合計画審議会で委員さんからご意見を伺い、修正案を提示し、原案を3回校正した第3稿にまで整理をいたしているところであります。

また、広報でお知らせしましたとおり、1月26日から2月17日まで、甲良町ホームページでパブリックコメントを募集しております。議員の皆様におかれましても意見公募期間中に意見をお寄せいただければ幸いです。最終的にはすべての意見を集約し、審議会から答申をいただいた上で、来たる3月定例議会に議案提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、新総合計画においても、総合目標として人権尊重のまちづくりと住民主体のまちづくりを挙げており、年度内に甲良町人権施策基本方針を策定すべく、人権擁護審議会でご審議をいただいているところです。

2点目は、政府の緊急経済対策の裏づけとなる、平成21年度国の第2次

補正予算が1月28日に成立しました。総務省では緑の分権改革が推進され、今回の補正予算の中に、クリーンエネルギー施策が盛り込まれました。定住自立を進めている1市4町が、湖東定住自立圏推進協議会としてバイオマス資源、小水力、太陽光発電推進の資源調査、実証調査事業の補助採択を受け、県を通じて国に提案書を提出いたしているところでもあります。

また、本町では、議案第2号の一般会計補正予算において、国の2次補正予算で配分される交付金を活用して教育施策の施設の整備を行おうとするものです。

3点目は、昨年まで甲良・豊郷・虎姫の3町が連携して同和対策関連諸施策の改善および財政支援諸活動を展開してきたところですが、虎姫町が長浜市に合併したことにより、このたび甲良・豊郷の2つの町が2町連絡協議会に組織を改め、活動をスタートいたしました。去る1月26日には、選挙区選出国會議員を窓口、国土交通省へ改良住宅譲渡要件緩和措置要望を、総務省財政当局へは特別交付税の要望活動をいたし、2月2日には県当局にも特別交付税の配分拡大のお願いをいたしたところでもあります。本町は、財政脆弱な町であり、財政基盤確立のためには特別交付税の要望活動は欠かせないことであり、議員各位のご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件の概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例で、甲良町墓地公園の使用者の管理料を、年間5,000円から1,200円に引き下げるについて、条例第10条を改めるものであります。

議案第2号は、平成21年度、甲良町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ5,986万5,000円を追加し、補正後の予算を40億305万6,000円とするものです。国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金と特別交付税を財源に、将来に備えて甲良中学校にエレベーターを新設するとともに、トイレの改修等を行うものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますことをお願い申し上げます、提案説明といたします。よろしく申し上げます。

○山田議長 日程第3 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第1号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年2月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第1号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

第10条を次のように改めるものであります。

第10条、墓地の利用者は、本公園における通路、広場等の管理料を年間1,200円前納しなければならない。ただし、年度途中の管理料については、使用許可を受けた日の属する月から月割をもって算定した額とする。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行いたしたいものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

今回の条例改正は、管理料が引き下げられることにあります。こういう経済情勢下で、わずかでも引き下がるというのはありがたい話です。しかし、過去にこの年間5万円という管理料を維持をされてきました。そこで説明を願いたいんですが、今回、引き下げにあたってのねらい、目的、そして経済的な効果、そして庁舎内の論議の状況、どういうようにして論議をした上でこういう管理料の引き下げに至ったのかのご説明を願いたいと思います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今回の1のねらいにつきましては、396区画あります甲良町墓地公園の永代使用がうまく進んでいないということを受けまして、10年節目の今後の管理料の定めを行うにつきまして、将来的に永代使用促進につながるということを念頭として今回改定見直しをいたしました。内部の論議につきましては、決算の概要等々でも議員さんのご指摘があったように、どういう展開にするんだ、早く行政原案をとということでございましたので、担当課で練りまして、管理職会にかけ、一部修正をいただきながら1,200円という、月100円という金額の方が管理がしやすい、それから徴収もしやすいということで、最終的には町長の決裁をいただいて、今回の2月議会に提案をさせていただき、4月から新たな管理料で動かしていただきたいというものでございます。

以上であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今、管理料の条例が提案をされていますので、それと対比をして、永代使用料、この金額が下がれば、金額としてはメッセージは大きいというように思います。しかし、その管理料に手をつけるといいますか、引き下げることにはしないには理由があると思います。そういう点で、この管理料に対応する支出との関係でバランスが合うところを選ばれたんだらうというように推測をするんですが、永代使用料についても引き下げのところを検討があったのか、それとも今回はそこには手をつけずに管理料だけというように至ったのか、そのことについて、永代使用料との対比の点で、金額で言えば経済的な状況は、これは下げたからといって販売がうんと促進されるというのは簡単に結びつかないというように私も思います。その点でもご協議があったんだらうと思いますので、その点のご説明を願いたいというように思います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今回の改定につきましては、管理料に限っての見直しをさせていただきました。永代使用につきましては、町内23万円、それから町外30万円という当初からの決まりをつけておりますし、この金額も他の墓地公園と比較して安い永代使用の部類にありまして、これ以上見直しが永代使用の方はかけられない。それと同時に、永代使用が順調にいけないので、墓地公園の会計自身も一般会計から借り入れを起しているということでございますので、もとの質問に戻りますと、永代使用はそのまま今回の管理料の改定という見直しでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の条例の改正点は、賛成をするものです。確かに今の経済状況の中で、しかも甲良町に墓地を求めるということについては非常に厳しい状況があることを直視をしなければなりません。そして、その区画が完売をすれば、この墓地公園の特別会計の差し引きができるものという見通しも以前の議会で示していただきました。しかも、これはそれぞれの地域の住民の方が求められている課題であります。しかし、経済的な状況ですぐさま購入するというところにいかないところで、金額は非常に微々たるものだというように見えますけども、これが管理料を引き下げて永代使用料、区画の購入につながるというようにぜひとも正直に、一般会計にも繰り入れをしているというのも事実のところでございますし、ああだこうだと突っ込まれて、いや、

実は一般会計からも出しているの言うのと違って、町民に正面から理解を求めていくということが大事だと思いますので、そのことを指摘をして、私は賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第4 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第2号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成22年2月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第2号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

予算書をお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、5,986万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ40億305万6,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表で、また、繰越明許費の補正は第2表でご説明を申し上げます。それでは、1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。9款 地方交付税、補正額1,600万円の追加、13款 国庫支出金4,386万5,000円の追加、歳入合計、補正前予算額39億4,319万1,000円に5,986万5,000円を追加いたしまして、補正後予算額を40億305万6,000円にお願いするものでございます。

続いて、2ページでございます。歳出、2款 総務費、補正額58万1,000円の追加、10款 教育費5,928万4,000円の追加、

歳出の合計は歳入合計に同じでございます。

3 ページ、第 2 表 繰越明許費補正です。10 款 教育費 1 項 教育総務費 中学校エレベーター設置等事業、5, 808 万 4, 000 円でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3 ページの、今回の補正の中心が、中学校のエレベーター設置等の事業というようになっています。そして、財源は、手元にいただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要に基づいた交付税を財源とされています。この点で、お聞きしますとエレベーターの設置の妥当性、必要性が出てきたところがあると思います。障害の生徒さんのサポートをする上で必要な施策として提起をされています。その点で私は、1 人の生徒さんのことでもありますけども、そのことを全体で、学校全体で、また社会で支えようということで、甲良町から見れば少くない予算を投入して事業を行います。その点での妥当性、正当性、そして必要性について説明があるだろうというように思いますので、ご説明よろしくお願いたします。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今、西澤議員から前段でご説明がありました。そのような趣旨で私たちも考えているところでございます。最近、いろんな町民、市民の方が集まれる公共施設というのは、こういうようなエレベーターの設置というのは必須条件ではないかなど。しかし、現実的な問題でいろんなことでできていないという、未設置のところも沢山あります。甲良町内を見ても、福祉センターもできておりますし、甲良町の公民館の方もつけていただきました。そして、東小学校には簡易ではありますけどもエレベーターがあります。あと、公共施設で見ますと、中学校と西小学校ということで、今回生徒さんがご入学されるということに合わせて、1 人ではありますけども、そして非常に多額のお金ではありますけども、そのことに心を配るということは非常に大事で、行政の方もご理解いただくと、本当にありがたく思っております。そういうようなことで中学校の方にも設置し、また、後々には西小学校の方にも設置するというような方向性を持ちながら、今日のこの案をご承認いただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願したいと思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、2 つお尋ねをします。地域活性化の交付金の概要がここ



に示されています。その点で、工事の中身についてエレベーターの設置です。エレベーターの専門業種が限られてくるというように思いますが、可能な限り、私は附属する工事、それからこの地域活性化ということを主眼に置いて活かしていただいて、以前から私主張しております分離発注ですね、エレベーターの本体工事、それから、それを簡単にいたずらにならないように、入り口のところで囲いの工事などが言われています。この工事で分離可能な工事があるのかどうかですね。私は、本体のエレベーターと、それからそれに附属をする建設工事がいろいろ重なってくるというように、付随をしてくるというように思いますが、可能な限り設備、配線、電気工事ですね、そして大工の工事、囲いの工事等、小さな工事ですけども分けて地域の業者が受注ができる機会を増やすというのは大事なことです。この工事で分離可能な工事があるかどうか。

また、あるとすれば、そういう分離発注も含めて努めていただきたいと思います。その2点、よろしくお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 後の発注計画で検討していかなければならない課題だと思います。一般的には、従前は建築業種で発注をしておりましたが、従前から分離分割発注ということで、業種ごとに今おっしゃいました給排水設備であったり、電気であったり、機械であったりというようなことが可能なのか、あるいは、限られたスペースで業者が調整ができるのかを含めて検討したいと思いますが、少なくとも建築の中でもエレベーターと、その他トイレの改修もありますので、その辺については分離ができるのではないかと思います。最終的には町長を含めて内部で設計内容を見ながら十分検討していきたいというふうに思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 確かに億を超える工事ではないと思うんです。しかし、甲良町の予算から見ても、また、零細業者の苦境を幾つも聞きます。その点ですべてをカバーできるわけではありませんけども、このことが1つの材料にもなってくるというように思いますし、一括して発注しますと、結局、下請単価をたたかれて、実際工事をする人が割引をするというのが、憂き目に遭う実態になっています。そういう点でも、発注する行政が主導権を持って、予算の範囲内で多く仕事をしてもらおうという基本的な立場に立っていただきたいというように思います。その点について再度分離の可能なところでぜひ詰めていただきたい。これが1つです。

それから、もう一つは、以前に教育長さんが、車いすを常時身近なところで活用している、それから、そういうことに接している生徒、子どもの態度

が非常に心豊かという話をしていただきましたが、中学校の生徒さん、1、2、3年生の人が、わずか1人ですけどもその1人のためにいろいろと生徒がサポートする、それから、学校全体そのものがサポートするという効果も非常に大きいというように思います。その立場で予算措置も、今回、この交付金を活用してされたんだろうと思いますが、その点の思い、もう一度お聞かせください。2点です。よろしくお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 分離分割発注につきましては、十分検討してまいりたいというように思います。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 甲良町にしては本当に高いというようなものをつけていただく。ありがたいなと思っております。そのことをふまえて、まず学校の先生方にもそういう町民の思い、行政は行政の思いみたいなものを十分に伝えていって、そして、そのことを具現化してもらおうということをお願いしたいなと思います。

そして、そのことは子どもたちの指導にもしていく。子どもたちは、いろんな子どもたちがいて、そしてそこからお互いに学んでいくというよい機会になろうというように思いをしています。前回もちょっとそのような具体例をお話しさせていただいたんですが、今日はもう時間がないので割愛させていただきますけども、そういうような皆様方の思いというようなものを子どもたちに伝えていくよい場面ではないかと思っておりますし、それが日常生活の中に具現化できるような子どもに育てていきたいなと思っております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 今、教育長さんが申された思いというものは私らもよくわかります。多額のお金をつぎ込みますので、子どもたちのおもちゃにならんようにだけはお願いしたい。事故の起きらんように管理をお願いしたいと思えます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

濱野議員。

○濱野議員 エレベーターを設置されるということに対しまして、本当に障害を持った方が学校へ来られるということで大変すばらしいことだなというふうに思っているわけでございます。そういった中で、エレベーターが公共施設にいろいろとついてはございますけども、いろんなメーカーさんがございます。後々ついて回る維持管理、メンテナンスの料金がかかろうかというふうに思います。私ももう少しちょっとよくわからないんですけども、今現

在、例えば福祉センターで年間どの程度の維持管理費がかかっているのか、メーカーさんによっておそらく違うかなというふうに思うんですけども、公共施設に幾つかついてございますので、できるだけ後のメンテナンス、維持管理の費用が安くつくような方法を設計の段階で考えていただければどうかというふうに思います。ちなみに、ちょっと幾らぐらにかかったのか、お教えいただければありがたいと思いますが。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 細かい数字はちょっとわかりませんが、記憶の中では月8万円程度ということで、それもいろんな契約の方法がありまして、例えば何年か済んで、無償でワイヤロープを交換するとかになるともう少し高くなっていくというような方法があるんですけども、うちの場合は通常の定期点検ということで、毎月8万円ほど委託をしております。

○山田議長 濱野議員。

○濱野議員 8万円と申しますと、年間約100万近くかかりますので、そういったところも十分お考えをさせていただいて、できるだけ後の維持管理費が安くつくような方法を考えていただきますようによろしくお願い申し上げます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の中学校のエレベーターの設置事業。対象となる方が1人の生徒ということで、ずっと以前なら1人のためにこういう支出をするというのは大変な抵抗があったというふうに思います。しかし、社会的な進展で、障害者を、少数の障害者をみんなで支えようという流れがつくられてきていることについては非常に頼もしいといえますか、希望のある内容だというふうに私は思います。

そこで、こういうことが活かされて、例えばこの財源で言えば、これだけの財源を税金がもっと安くなったらいいのにな。これを思われる方もいろいろおられます。実際に、あした、あさって、今日の生活がままならないという方が増えています。そういう点でも、そういう弱者に温かい、こういう1つの事業ですけども、それを通じてこういう社会で支えていくというのが小さな自治体、甲良町ですと、とりわけすぐ響いてきます。そういうように次の、来年度の予算もこういう立場で予算編成をされることを重ねて私は思わざるを得ません。

同時に、この活性化に基づく工事が発注をされますので、先ほども言いました分離分割、20人、30人の業者に行き渡るわけではないというように思います。しかし、できる限り公平に、できる限り広い、町内の中小業者が潤う1つの事業ということで、この1つのことなんですけども見ていただいて、分離分割のできる限りの工事の内容、それから、その分離分割をすれば統括をする、そういう業者といたしますか、管理者が必要になります。そこは町政が十分に指導力を発揮して、多く分離分割になっても進行管理がスムーズにいく指導性も発揮していただきたい。少なくとも今までいろいろ言われている談合の問題、それから、1月に談合情報がありました。こういうところで業者が見られるというように、入札がそういうように見られてしまうということがないように、ぜひとも公平なところでの、制度での入札をしていただきたいことを申し上げて、賛成討論としたいと思います。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

金澤議員。

○金澤議員 賛成討論をいたします。

実は、私の娘も障害者です。そのときに行政に、子どもがものすごく体が、肢体不自由児で、2階の階段を上がるのに大変苦勞するというところで行政にお願いしたことがあるんです。そしたら、やはり今西澤議員の言うように、1人のためにそれだけの金を使うのかというような議論がありまして、そのことから比べると、最終的には行政がしてくれましたけれども、やはりその当時から比べると今、行政がこういう特別交付金でこういうことに着目してやってくれるということに対しては、私は本当に評価したいと思います。それで、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 4時50分 休憩)

(午後 5時00分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建部議員。

○建部議員 発議を提出します。

○山田議長 私にかかわることありますので、議事進行上の都合、副議長と交代いたします。

○濱野副議長 それでは、副議長が成りかわり議事を進行させていただきたいというふうに思います。

甲良町議会議長の辞職勧告決議（案）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山田議長の退場を求めます。

（山田議長除斥）

○濱野副議長 それでは、提出者の建部議員の提案説明を求めます。

それでは、ただいまの議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 発議第1号 甲良町議会議長の辞職勧告決議（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年2月5日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦。

賛成者 甲良町議会議員 木村修。

○濱野副議長 それでは、建部議員の提案説明を求めます。

○建部議員 辞職勧告の決議（案）を朗読をもって提案にかえます。

平成20年2月5日、今期議員の初議会の全員協議会および事前の打ち合わせにおいて、議長および副議長の任期を非公式ながら1年交代と申し合わせをいたしました。

藤堂与三郎前議長におかれましては、平成21年2月5日に、潔く議長職を退かれました。

そして、山田壽一副議長（当時）が議長に当選したのであります。

しかし、今、その1年が経過したにもかかわらず、議長は辞職願いを提出しないで居座っております。

これは、議員同士の約束違反であり、モラルに反します。

よって、即刻辞職することを要求します。

以上、決議します。

議員各位におかれましては、この決議でもって拘束力はございません。でも、1つのけじめとしてこの決議はぜひともご賛同いただきますよう、お願

い申し上げまして、提案といたします。

○濱野副議長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 建部議員からありましたが、すぐに採決ができるというものであります。これは、一議会の大事な職責の問題であります。そういう点ではそれぞれがどう思うのか、そして、山田議長の1年間の足跡、それをどう評価するか、それはそれぞれが判断をすることであり、意見の表明の場を設けるべきだということに思いますので、質疑、そして討論、そして採決、こういう順序で進められることを求めたいと思います。それは規約上、即採決ができる、質疑、討論を抜いてできるという規定になっているだけでございますので、そういう点でも質疑、討論を設けていただきたいというように申し上げて、進行の意見とします。

○濱野副議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 建部議員に質問をいたします。

私は、この決議案を見まして、1年交代の申し合わせ、これについては私はくみをしていない。平成20年2月5日に申し合わせたことについてはくみしないということをお場でも、そして全員協議会でも表明をしています。山田議長が1年交代を承認したわけではない。重大な全員協議会での発言がありました。あったけども、混乱をすれば続投をするということをお皆さんにお伝えをしていたという表明がございませぬ。そのことが事実かどうか。そして、1年交代の申し合わせに山田議長が参画をしていたかどうか、確認の意味で建部議員に質問をいたします。よろしくお願ひします。

○濱野副議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。山田議員（当時）も参画いたしておりました。これは、1年生議員も古参議員も含めて、西澤議員を除く全員が出席しての話でございませぬ。

○濱野副議長 ほかに質問のある方、質問はございませぬか。

（「なし」の声あり）

○濱野副議長 それでは、質問もないようございませぬので、討論はございませぬか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ぜひともこの辞職勧告決議を可決させるべきだということに私は思っています。建部議員から提案説明のときにありませぬように、法的な拘束力はございませぬ。しかし、私以外の議員が参加をして、1年ごとに交代をする。

これは紳士協定でもあります。私どもは、その交代については批判をしてまいりました。しかし、その流れで運営をされている以上、そのことを守るのが議長の役割であり、そして任務であります。

同時にもう一つ、私が申し上げたいのは、山田議長においてはさまざまに議会の運営上の公正さを欠く運営が幾つかございました。一般質問のときに、私の発言の間に差しとめをする。そして、尼子駅の質問については、以後受けつけない。こういう不当な忠告を、また、差しとめをされた経験がございます。直近では、議会広報の作成にあたって、また、12月の一般質問の受け付け日、11月30日夕方の5時締め切りを、通告書の保存がされていないのを局長から報告を聞いて、そのことを承認をする。そして、その後、締め切り後に全く別の質問項目を、濱野副議長であります、その項目を承認をする。議会事務局長が法律上の公正さをちゃんとサジェスチョンせなあかんわけなところを、議長もそのことを承認する。こういう点でも議会運営の公正さ、意見はもちろんそれぞれが戦わせて、それぞれが述べ合います。そういう点では、議会というのは、行政がしっかりと前へ進んでいく。そして、議会が公正さを保つ。そのことを抜きに行政をしっかりとちゃんとチェックする。そして監視をする。そして、住民の方の願いを行政に届ける。こういう役割なのであります。

また、こういう問題が起こってきた背景は、7月の談合問題であります。この談合問題でも解明をしなければなりません。議長が率先をしてその疑惑に応じて委員会を設置する、そういう指導に動かねばなりません。逆に、議会運営委員会、それから本会議でも、この談合の問題、疑惑、あくまで疑惑であります、そのことを個々の事実に基づいて、個々の疑いに基づいて解明をするというのが議長の仕事であります。そのことを一貫して遠ざけてきました。避けてきました。そういう点でも私は辞職勧告の決議は、私の立場から言っても可決するに相当だというように思います。それぞれの議員さんが申し合わせに参加をし、そして、そういうことを頭ごなしに違反をする議長を長として置いておくことがいいのかどうか。議会としてけじめをつける、意思表示をする大事な場でありますので、本当に私は皆さんの良識ある判断を仰ぎたいというように思います。

○濱野副議長 ほかに何かございませんか。

4番 金澤議員。

○金澤議員 私は、反対の討論をいたします。

先ほど議長は、全員協議会で事細かにいきさつを説明しました。やはりそれは筋論でありますので、議長続投を私は認めます。

○濱野副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○濱野副議長 ないようですから、討論を終わります。

甲良町議会議長の辞職勧告決議(案)を採決をいたします。

お諮りをいたします。

甲良町議会議長の辞職勧告決議(案)に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○濱野副議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、甲良町議会議長の辞職勧告決議(案)は可決をされました。

山田議長の入場を許します。

(「議長、それまでに案の削除を皆さんに」の声あり)

○濱野副議長 失礼しました。それでは、辞職勧告決議の(案)を削除をお願いをいたします。

それでは、山田議長の入場を許します。

(山田議長入場)

○濱野副議長 ただいま議長が入場をされました。今ほどのことをご報告をさせていただきます。

甲良町議会議長の辞職勧告決議、ただいまお諮りをいたしました。起立多数で、よって議長の辞職勧告決議は可決をされましたということを報告をいたしておきます。

それでは、議長と交代をいたします。

○山田議長 議長を交代させていただきました。

今のご意見、賛成された方々のご意見は深く受けとめ、可能な限り議会運営を行っていきたくと。そしてまた、ご理解をいただきたいと思っております。法律上の規定がないため、継続して議長の職を務めさせていただきたいと思っております。

(「議長、暫時休憩を求めます」の声あり)

○山田議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 5時35分 休憩)

(午後 5時45分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の濱野圭市議員から、副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、濱野副議長の退場を求めます。  
(濱野副議長除斥)

○山田議長 それでは、辞職願いを朗読させます。

局長。

○村田事務局長 平成22年2月5日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

甲良町議会副議長 濱野圭市。

辞職願。

このたび慣例により、副議長を辞職したいので許可されますようお願いいたします。

○山田議長 お諮りいたします。

濱野圭市副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、濱野圭市議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
濱野圭市議員の入場を許可します。

(濱野議員入場)

○山田議長 追加日程第2の配布をいたします。

(追加日程第2配布)

○山田議長 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。  
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○山田議長 ただいまの出席議員は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に7番 建部議員、8番 藤堂一彦議員および9番 西澤議員を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

(投票用紙配布)

○山田議長 念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○山田議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(点呼)

(投票)

○山田議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

建部議員、藤堂一彦議員および西澤議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○山田議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、金澤議員5票、宮寄議員5票、西澤議員1票。

以上のとおりでありました。

この選挙の法定得票数は3票であり、金澤議員および宮寄議員の得票数は、いずれもこれを超えております。2人の得票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

金澤議員および宮寄議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものがあります。2回目は、その順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものがございます。

それでは、7番 建部議員、8番 藤堂一彦議員および西澤議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

それでは、まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

金澤議員、宮寄議員、くじを引いてください。それでは、金澤議員の方からお願いします。

それでは、くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに宮寄議員、次に金澤議員、以上のとおりです。ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

それでは、宮寄議員、くじを引いてください。

それでは、くじの結果をご報告します。

くじの結果、金澤議員が当選人と決定いたしました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○山田議長 ただいま副議長に当選されました金澤博議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました金澤博議員のあいさつがございます。

金澤博議員。

○金澤副議長 一言就任のごあいさつを申し上げます。

このたび図らずも議員の皆様のご推挙をいただき、くじではありましたが、副議長の要職につかせていただくことになり、この上もなく光栄に存じております。

私は、議会議員としてその経験も浅く、浅学非才であります。その責任の重大さを痛感いたしておる次第であります。幸いにいたしまして、人格、職権ともに卓越された山田議長のもとででございます。さらに先輩、同僚議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、この足跡を汚さないよう議会が公正に、しかも円満に運営されますよう誠心誠意努めさせていただく所存でございます。どうか皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、就任のあいさつとさせて

いただきます。ありがとうございました。

○山田議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 6時 5分 休憩)

(午後 6時17分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

次に、日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、改めてお手元に配布いたしておきました一覧表のとおり、本職において指名いたしたいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、ただいま指名いたしました議員の方々をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたしたいと思っております。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

(午後 6時20分 休憩)

(午後 7時 5分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に各常任委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に濱野議員、副委員長に山崎議員、そして、産業建設文教常任委員長に藤堂一彦議員、副委員長に丸山議員がなられました。そして、予算決算常任委員長に建部議員、副委員長に藤堂与三郎議員が互選されましたのでご報告いたします。

次に、日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において金澤議員、濱野議員、藤堂一彦議員、建部議員、丸山議員の5人を指名いたしたいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、ただいま指名いたしました議員の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

(午後 7時10分 休憩)

(午後 7時12分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、議会運営委員長に金澤議員、副委員長に建部議員が互選されました。ご報告いたします。

次に、日程第7 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、本職において金澤議員、藤堂一彦議員、丸山議員、濱野議員、山崎議員、そして私、山田でございます。6人の指名をいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、ただいま指名いたしました議員の方々を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

さきの休憩中に議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、議会広報特別委員長に金澤議員、副委員長に丸山議員が互選されましたのでご報告申し上げます。

次に、日程第8 彦根・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんをいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根・犬上郡営林組合議会議員に、宮寄光一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました宮寄光一議員を、彦根市・犬上郡営林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮寄光一議員が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました宮寄光一議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第9 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、丸山恵二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました丸山恵二議員を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました丸山恵二議員が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました丸山恵二議員が議場にお

られますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第10 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推せんにいたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、藤堂一彦議員および濱野圭市議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました藤堂一彦議員および濱野圭市議員を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤堂一彦議員および濱野圭市議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました藤堂一彦議員および濱野圭市議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第11 彦根犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根犬上広域行政組合議会議員に、西澤伸明議員および木村修議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました西澤伸明議員および木村修議員を彦根犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西澤伸明議員および木村修議員が彦根犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤伸明議員および木村修議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがございます。

北川町長。

○北川町長 大変長時間にわたりましていろんなご議論をいただきました。今日は、私どもの都合によりまして、開会が昼からというようなこととございました。本日、2つの議案を提案をさせていただきました。議員の皆さんには十分議論していただき、活発な意見をいただきました。そして、議決をいただき、大変ありがとうございました。

また、今日は議員の皆さん、改選からちょうど2年目、折り返しの日でございます。そういう中で、金澤議員、副議長に選ばれました。今後とも議長を助けて議会運営にしっかりと地につけて頑張っていただきたい。そして、ご協力もいただきたい。このような思いでございます。どうぞよろしく申し上げます。

また、それぞれ常任委員会や、あるいは一部事務組合、改選がございました。それぞれの立場で今後の議会運営について、委員長、副委員長の皆さんを中心に委員会運営をしっかりとやっただき、そしてまた、行政との中でしっかりと協力もしていただきたい。このような思いもしております。

大変遅くまでご苦労さんでございました。

本日は、ありがとうございました。

○山田議長 これをもって、平成22年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。



(午後 7時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

甲良町議会副議長 濱 野 圭 市

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修